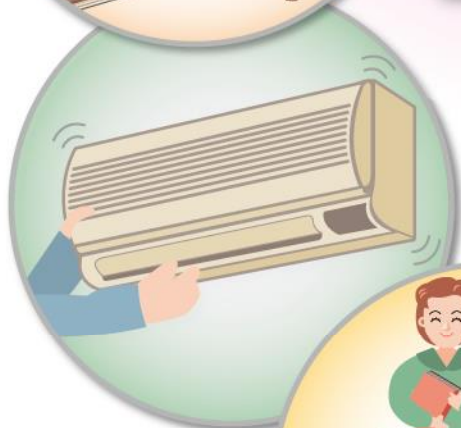
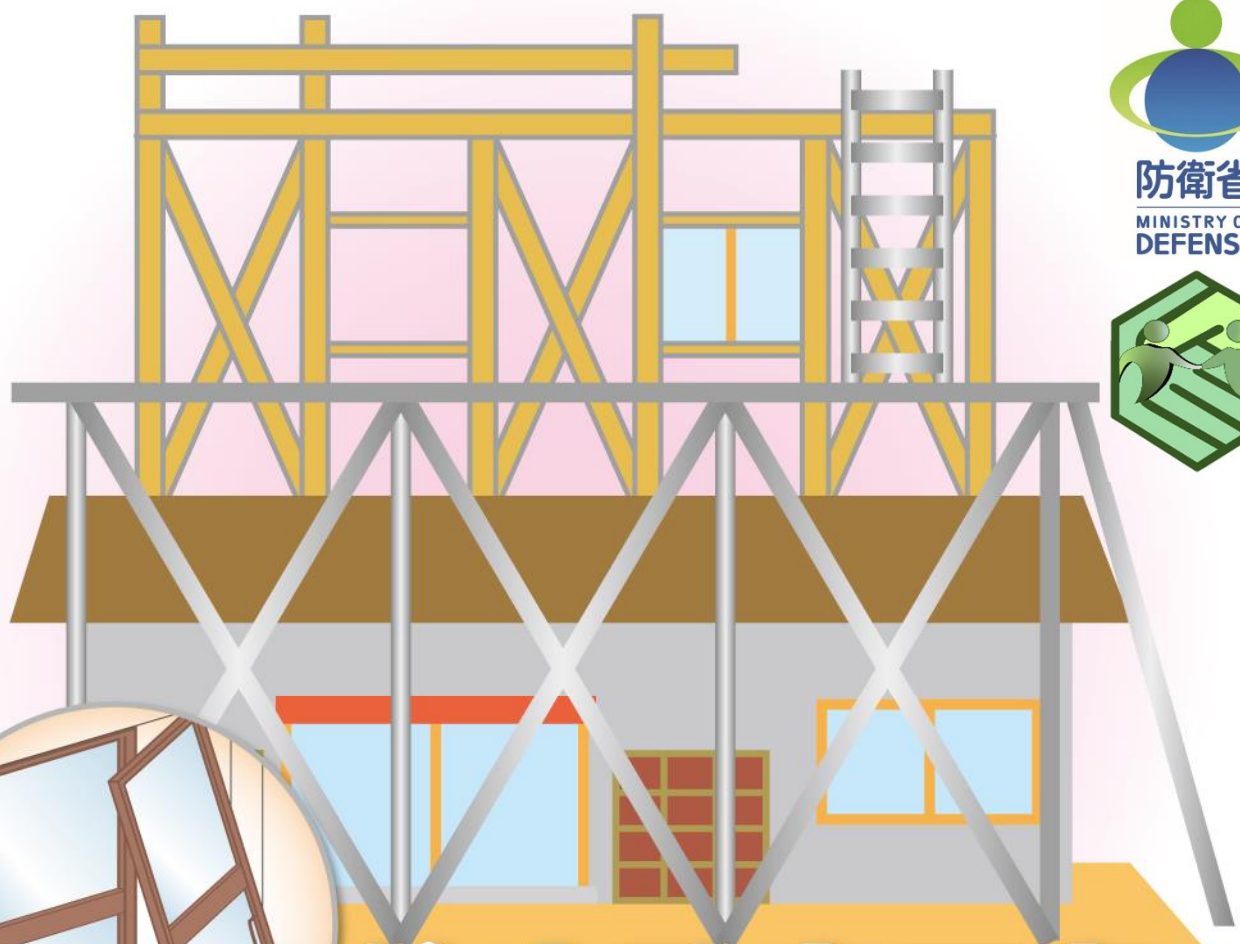




住宅防音工事の 事務手続き について

防音工事

北海道防衛局 防音対策課



はじめに	1
A 住宅防音事業について	2
B 工事内容	7
C 事務手続について	8
1 交付申込書	10
2 現地調査	13
3 内定通知書	13
4 交付申請書	14
5 交付決定通知書	16
6 工事や設計の契約	16
7 着手報告書	19
8 遂行状況報告書	19
9 計画変更申請書	20
10 計画変更承認書	21
11 工事の完了	21
12 実績報告書	22
13 確定通知書	23
14 補助金の請求・支払	23

はじめに

このパンフレットは、住宅防音事業補助金交付申込書に併せて配付しているものです。

このパンフレットには、住宅防音工事の手続きを進めるために必要な事項を記載していますので、ご一読願います。

また、交付申込書や添付書類などにより、住宅防音工事の補助対象となるかを国が審査いたします。

なお、場合によっては住宅防音工事の補助対象とならないことがありますので、ご注意願います。

注意

偽りの報告で不正に補助金の交付を受けた場合は、**補助金を返還**していただくこととなります。

例えば、住んでいない方の住民票を移して、**居住している人数を偽り**、本来、防音工事の対象とならない居室について補助金の交付を受けた場合は、これに当たります。

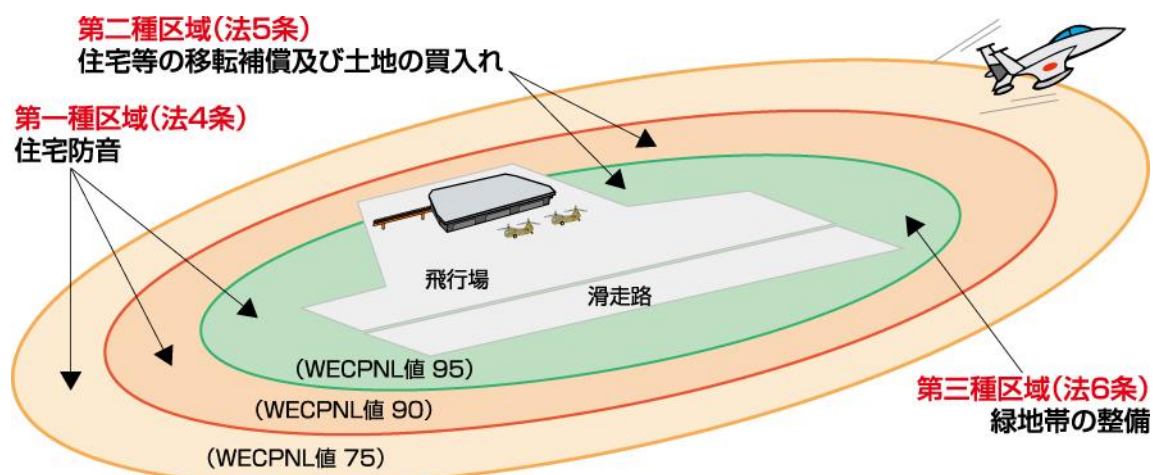
A 住宅防音事業について

A

住宅防音事業とは

住宅防音工事の対象区域（第一種区域）内に、指定される以前からある住宅の所有者や住民の皆様方が、航空機騒音による障害を防止し、または軽減するために行う防音工事に対して、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）」の第4条などに基づき、行われる補助事業です。

住宅防音及び移転補償等の対象区域



【WECPNL】

■WECPNLとは「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（加重等価継続感覚騒音レベル）の略です。Wと略して使用します。

■音響の強度（dB（A）デシベル）、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量（総暴露量）を1日の平均として総合的に評価するもので、ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。

■なお、「航空機騒音に係る環境基準について」の一部改正（平成25年4月1日適用）により、航空機騒音のうるささを表す単位が変更されたことから、今後の第一種区域等は新たな単位で指定することとしています。

補助金の交付が受けられる住宅

A

住宅防音事業の種類	
告示前 住宅防音事業	防衛大臣が指定する第一種区域に、区域指定される以前から所在している住宅が対象となります。
特定 住宅防音事業	第一種区域に所在する住宅のうち、下表に記載する区域及び期日に所在している住宅が対象となります。

千歳飛行場周辺の対象となる住宅			
第一種区域	告示前住宅防音 事業の対象	特定住宅防音 事業の対象	備 考
昭和56年10月31日に 告示した区域 (防衛施設庁告示第21号)	昭和56年10月31日 までに建築された住宅	昭和56年11月1日から 昭和57年3月31日までに 建築された住宅	
昭和57年3月31日に 告示した区域 (防衛施設庁告示第4号)	昭和57年3月31日 までに建築された住宅		

(区域指定・告示の詳細な内容については、千歳防衛事務所で縦覧できます。)

補助の対象となる工事区分及び居室数

A

防音工事の対象となる工事区分居室数は、下記のとおりです。

- 工事実施箇所(居室工法)
- 工事実施箇所(ユーティリティ工法)
- 工事実施済み箇所

一挙防音工事	対象区域	75W以上の区域	(例：世帯人員4名→5居室)
	対象住宅	防音工事を実施していない住宅	
	居室数	居住人数に応じ、表第1（5ページ）の居室数以内の居室	
追加防音工事	対象区域	75W以上の区域	(例：世帯人員4名→3居室＝5居室－2居)
	対象住宅	従前の新規防音工事（防音工事を実施していない住宅を対象とする防音工事で、補助の対象とする居住人数にかかわらず、2居室以内の居室に対して実施していたもの）のみを実施した住宅	
	居室数	居住人数に応じ、表第1（5ページ）の居室数から、新規防音工事を実施した居室数を減じた居室数以内の居室	
	留意点	新規防音工事は、現在は実施しておりません	
防音区画改善工事	対象区域	75W以上の区域	(例：世帯人員4名→5居室と廊下などを一つの区画)
	対象住宅	表第3（5ページ）の住宅のうち、以下の住宅 ①防音工事を実施していない住宅 ②一挙防音工事又は追加防音工事を実施している場合は各工事の完了の日から10年以上経過した住宅	
	居室数	専用調理室（台所）、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画と居室を一つの区画とします ①の住宅は、居住人数に応じ、表第2（5ページ）の居室数以内の居室 ②の住宅は、居住人数に応じ、表第2（5ページ）の居室数から防音工事を実施した居室数を減じた居室数以内の居室	
外郭防音工事	対象区域	表第4（6ページ）のとおり	(例：世帯人員4名→全居室と廊下などを一つの区画)
	対象住宅	表第4（6ページ）のとおり	
	居室数	防音工事の実施の有無や居住人数にかかわらず、家屋全体を一つの区画とします	

表第1

一挙防音工事または追加防音工事	
世帯人員	居室数
1人	2居室
2人	3居室
3人	4居室
4人以上	5居室

表第2

防音区画改善工事	
世帯人員	居室数
4人以下	5居室
5人以上	世帯人員に1を加えた居室

A

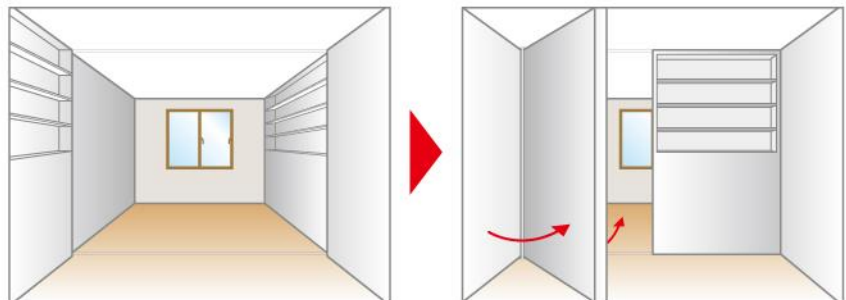
表第3

住 宅	内 容
バリアフリー 対応住宅	住宅内の段差等の障害を取り除いたり、または廊下等に手すりなどの補助器具を設置するなど、障害者や高齢者等の生活等に配慮された様式の住宅
フレックス 対応住宅	浴室、便所、専用調理室（台所）などの設備のある部分を除いた居室部分が、可動式の間仕切りにより区画され、家族構成または生活様式の変化に伴って必要とする部屋が自由に変えられる様式の住宅
その他の 対象住宅	次に掲げる者が現に居住する住宅 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者（同法別表第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる聴覚障害並びに同表第3項に掲げる音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害を有する者を除く。） イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者 ウ 介護保険法第7条第4項に規定する要支援者 エ その他の生活上車椅子等を要する旨の医師、民生委員または福祉事務所の長による証明がある者その他車椅子などによる生活を余儀なくされていることが明らかである者

バリアフリー対応住宅



フレックス対応住宅

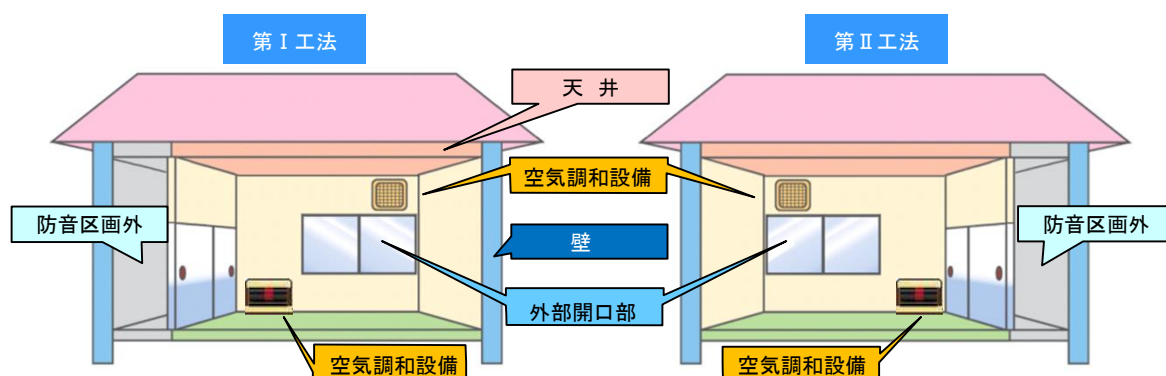


区域	対象住宅	特記事項
85W以上	(1) 防音工事を実施していない住宅(集合住宅の場合は住戸。以下同じ。) (2) 防音工事(一挙防音工事(※1)、新規防音工事(※2)追加防音工事(※3)、防音区画改善工事(※4))を実施している住宅であって、以下の事項に該当する住宅 ア 防音工事を実施していない居室がある住宅 各防音工事が完了した日から10年以上経過している場合【特記事項Ⅰ】 イ 防音工事を実施していない居室がない住宅 各防音工事が完了した日から10年以上が経過している場合であって、原則として、防音建具機能復旧工事(※5)に併せて外郭防音工事を実施する場合【特記事項Ⅱ、Ⅲ】	Ⅰ 新規防音工事のみを実施している住宅は、工事完了の日から10年未満であっても対象となります。 Ⅱ 新規防音工事分の防音建具機能復旧工事に併せて外郭防音工事を実施したいとしても、追加防音工事又は防音区画改善工事を実施している場合には、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過していなければ、外郭防音工事の対象とすることはできません。 Ⅲ 集合住宅については、様々なケース等があることから、対象となる住宅かどうか、事前にご相談・ご確認ください。
75W以上 85W未満	(1) 鉄筋コンクリート造系の集合住宅(以下「RC集合住宅」という。)であって、防音工事を実施していない住戸 (2) 原則として、一挙防音工事等(※6)と外郭防音工事を実施した住戸が混在【特記事項Ⅰ】しているRC集合住宅【特記事項Ⅱ】であって、単板プレスドアのように芯材を使用していない玄関建具【特記事項Ⅲ】が設置されている一挙防音工事等を実施済みの住戸【特記事項Ⅳ】	Ⅰ 一挙防音工事等を実施した住戸の外郭防音工事と防音工事を実施していない住戸の外郭防音工事を同時期に実施することにより混在することとなる場合を含みます。 Ⅱ 同一敷地内又は同一の利用目的に供されているひとまとまりの土地に複数棟のRC集合住宅が所在する場合であって、それら複数棟のRC集合住宅を同一の管理者が管理している場合を含みます。 Ⅲ 芯材の有無を確認するため、玄関建具の型番が分かる設計図書や写真等及びカタログ等の提出が必要となりますので、詳しくは事前にご相談ください。 Ⅳ 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住戸にあっては、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過している場合に限ります。

- (※1) 一挙防音工事 : 防音工事を実施していない住宅を対象に行う防音工事
(※2) 新規防音工事 : 防音工事を実施していない住宅を対象とし、世帯人員にかかわらず、2居室以内の居室に対して行う防音工事
(※3) 追加防音工事 : 新規防音工事を実施した住宅を対象に行う防音工事
(※4) 防音区画改善工事 : バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う防音工事
(※5) 防音建具機能復旧工事 : 防音工事により設置した防音サッシ等の取換工事
(※6) 一挙防音工事等 : 一挙防音工事、新規防音工事又は追加防音工事

B 工事内容

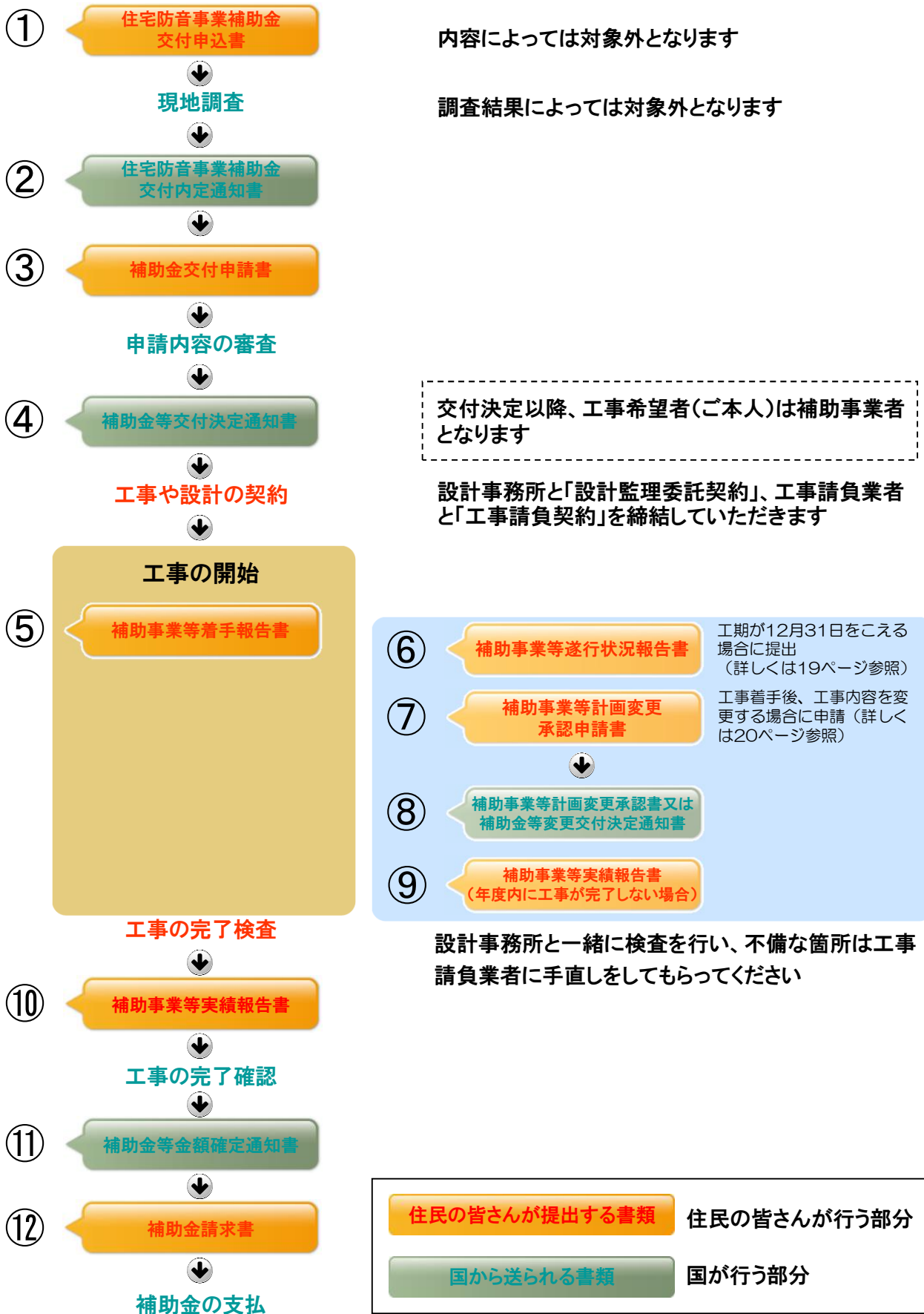
防音工事の工法や使用する材料の性能などについて防衛省が定める「住宅防音工事標準仕方書」に基づき、天井及び外壁の遮音、吸音工事（ただし、鉄筋コンクリート造は施工しない）、開口部の遮音工事及び空気調和工事（換気設備及び冷暖房設備の設置）などの必要な工事を実施します。



区 分		第Ⅰ工法	第Ⅱ工法
施工対象区域		80WECPNL以上の第一種区域	75WECPNL以上80WECPNL未満の第一種区域
計画防音量		25dB以上	20dB以上
内 容	屋根	既存のまま	既存のまま
	天井	既存天井の一部を撤去し、防音天井に改造	原則として既存のまま。ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間などがある場合は有効な遮音工事を実施
	壁	既存壁を撤去し、防音壁に改造	
	外部開口部	防音サッシ(第Ⅰ工法用)の取付	防音サッシ(第Ⅱ工法用)の取付
	内部開口部	原則として既存のまま。ただし、襖、障子等についてはフラッシュ戸等に交換	
	床	原則として既存のまま	
	空気調和設備	換気装置及び冷暖房機（FF式ストーブ又はエアコン）等の設置 換気装置は、防音工事を行う居室に1台設置。ただし、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台設置することとし、また、既存に換気装置が設置されている場合で、当該装置を活用できるときは、換気装置の設置を省略 冷暖房機は、第Ⅰ工法の場合最大4台まで、第Ⅱ工法の場合最大2台まで。ただし、既存に設置されていれば対象外	
その他		防音工事に伴う必要な工事	

C 事務手続について

補助金交付（住宅防音事業）の事務手続の流れ



今後の事務手続については、以下の書類の提出・受領をしていただくこととなります。また、令和3年度からは、工事希望者からの希望があれば、事務手続の一部について、電子メールでやり取りをすることが可能となりましたので、希望する場合は、交付申込書の提出前に国又は国から委託を受けた者に申し出てください。電子メールでの事務手続については、各種書類に必要事項を記入した後、自らがPDF形式に変換した上で電子メールにより送付していただく必要がありますので、書類をPDF化できる設備（スキャナー等）が必要となります。

なお、事務手続が終わる都度、右端の完了欄のところにチェックを入れて、手続きの進捗状況の確認にご使用ください。

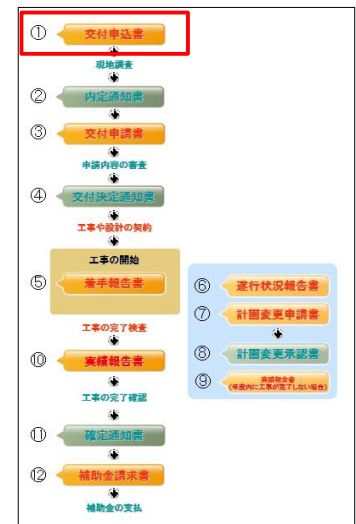
	書類名	皆様方が作成する文書	国から送付	完了
①	住宅防音事業補助金交付申込書	 		☐
②	住宅防音事業補助金交付内定通知書		 	☐
③	補助金交付申請書	 		☐
④	補助金等交付決定通知書		 	☐
⑤	補助事業等着手報告書	 		☐
⑥	補助事業等遂行状況報告書	 		☐
⑦	補助事業等計画変更承認申請書	 		☐
⑧	補助事業等計画変更承認書又は補助金等変更交付決定通知書		 	☐
⑨	補助事業等実績報告書 (年度内に工事が完成しない場合)	 		☐
⑩	補助事業等実績報告書 (工事が完了した場合)	 		☐
⑪	補助金等金額確定通知書		 	☐
⑫	補助金請求書	 		☐

⑥、⑦、⑧については、事情により工事が予定どおり完了しなかった場合などに実施していただくものです。

1 交付申込書

補助金の交付の申込みは、補助金の交付の対象として適正であるかどうかにつき審査するため、住宅の居住状況や建築年月日が分かる事項を「住宅防音事業補助金交付申込書」（参考資料－4ページ）に記入して頂き、また、証明書類を添付して提出していただきます。

参考資料－1～8ページ参照



記入上の注意

工事希望者について

原則として住宅の所有者が工事希望者となります。ただし、借家人が防音工事の実施について所有者の承諾を得た場合は、借家人が工事希望者となることができます。



記入などについて

- 申込書は、黒のボールペンで記入してください。
- 工事希望者の氏名は、公的書類（登記事項証明書等）の字体で記入してください。（「齋」を「斎」など簡略化しないでください。）
- 日中、留守にしていることが多い方は、日中の連絡先（勤務先、携帯電話の電話番号など）を申込書の住所、氏名欄の余白に記入してください。

申込書の提出に係る委任について

都合により工事希望者（本人）が申込手続きを行えない場合には、他の方に委任することができます。その場合には、「委任状」を作成し、関係書類と併せて提出してください。

必要書類（添付書類）

参考資料－3～6ページ参照

- 登記事項証明書又は家屋所在証明書
- 住民票
- 運転免許証等※の写し（現地調査時等に運転免許証等により本人確認をする場合は添付不要）
※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、健康保険の資格確認書、在留カード、特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認するに足りるもの
（注）個人番号並びに被保険者等記号・番号等が記載された書類については、当該記載に黒塗り等を行い、判別不可能な状態にして添付してください。
- 住宅見取図
- 冷暖房機の補助台数の決定に係る申告書

-  住宅の建て替え状況
-  住宅防音工事承諾書（住宅の共有者または相続権者がいる場合に必要）

留意事項

世帯人員の確認などについて

住宅防音工事は、一部の工事を除き、居住している方の人数に応じて補助対象となる居室数を決定しており、より適正に事業を行うため、居住人数の確認をさせていただきます。

1

全ての方について

-  提出していただく住民票などと現地調査により居住状況を確認します。
-  現地調査において「今後の転出の予定」を確認します。
-  これらを踏まえ助成の可否を判断します。

交付申込書提出日の3ヶ月前までに転入してきた方について

-  提出していただく住民票などと現地調査により居住状況を確認します。
-  現地調査において「転入理由」及び「今後の転出の予定」を確認します。
-  これらを踏まえ補助金の助成の可否を判断します。
-  助成の手続きを開始することとなった場合は、
 - ①交付申請書の提出時に、改めて住民票などを提出していただきます。
 - ◇全員または一部の方が転出された場合（転出を予定されている場合を含みます）、また、結婚や出生などにより世帯人員が増加した場合は、対象となる居室数が変更となることがあります。
 - ②実績報告書の提出時に、改めて世帯人員報告書を提出していただきます。

交付申込書提出日の1ヶ月前までに転入してきた方について

-  提出していただく住民票などと現地調査により居住状況を確認します。
-  現地調査において「転入理由」及び「今後の転出の予定」を確認します。
-  結婚や出生など、戸籍の変更が伴う転入の場合を除き、補助対象となる居室数の決定に関係する世帯人員の対象となりません。

防音工事済住宅の解体などについて

防音工事を実施した住宅や住宅防音工事により設置した冷暖房機及び換気扇については、防音工事完了後においても善良な管理をしていただくこととなります。

防音工事完了後、下記に示す処分制限期間内に解体や住宅以外で使用する場合は、地方防衛局長の承認が必要となります。

その際、場合によっては、補助金相当額を返納していただくこととなる場合がありますので、あらかじめ当局にお問い合わせください。

なお、借家に居住している方が補助事業者として住宅防音工事を実施した場合は、引っ越しをする際、住宅防音工事に係る一切の義務を、建物所有者に継承する手続きを行ってください。

住 宅

構 造	処分制限期間
鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	47年
ブロック造	38年
金属造（骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る）	34年
金属造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のものに限る）	27年
金属造（骨格材の肉厚が3mm以下のものに限る）	19年
木造または合成樹脂造	22年
木骨モルタル造	20年

空気調和機器

機 器	処分制限期間
冷暖房機・換気扇・レンジフード	6年

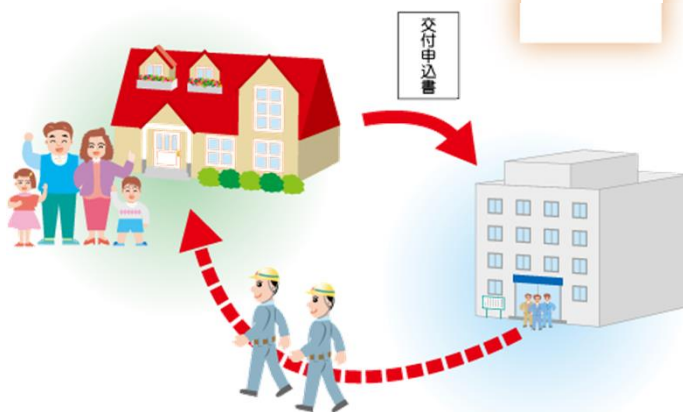
MEMO

2 現地調査

住宅防音事業補助金交付申込書を国に提出されますと、国は申込内容の確認審査を行った後に各世帯ごとに現地調査を行います。

確認内容

- ア 生活実態及び居住状況
- イ 防音工事を行う住宅に現に居住している方の転居予定
- ウ 売却・建替・転居などの予定
- エ 防音工事の実績
- オ 冷暖房機の設置状況
- カ 工事希望者などの本人確認
(申込書提出時に運転免許証等の写しを添付せず本人確認を行う場合)



留意事項

現地調査の実施時期は、交付申込書を国に提出していただいた後に、国または国から委託を受けた者から連絡があります。

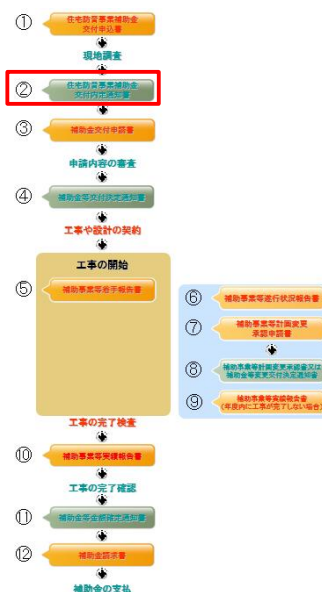
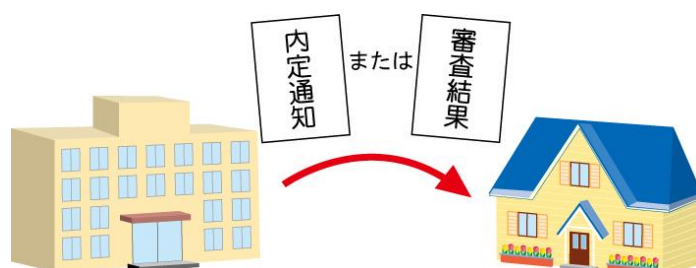
3ヶ月以内に転入している方がいる場合はその理由などを確認します。

3 内定通知書

現地調査を実施した後、補助金を交付することに内定した場合は、「住宅防音事業補助金交付内定通知書」を通知します。

なお、補助金を交付することが認められない場合には、「交付申込書の審査結果等について（通知）」によりその理由などを通知しますので、ご不明な点がございましたら、当局（パンフレット裏面に記載）までお問い合わせください。

参考資料－9・10ページ参照



4 交付申請書

補助金の交付を申請する場合は、補助事業等の目的や内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した「補助金交付申請書」を提出していただきます。

参考資料－1 1～15ページ参照

必要書類(添付書類)

 設計図書(図面及び設計書)

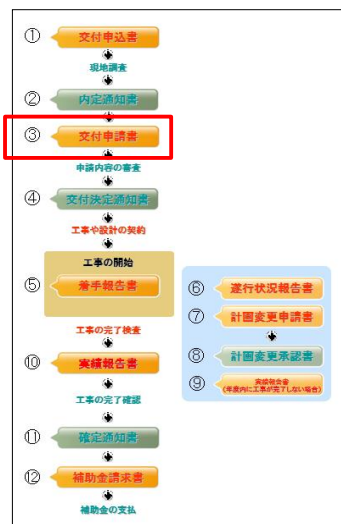
必要に応じて提出する書類

 交付申込書の提出前3ヶ月以内に転入している方がいる場合

・住民票

(補助金交付申請書の提出前2週間以内に作成されたもので、世帯全員が記載されているもの)

(注) 個人番号が記載されてる場合は「個人番号」に黒塗り等を行い、判別不可能な状態にして添付してください。



留意事項

-  借家などの場合は、原則として住宅の所有者の方が申請者になっていただくことになります。
-  審査の結果、補助金の交付の対象として認められないこととなる場合があることを、あらかじめご承知おきください。
-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

補助対象経費について

補助金の交付の対象とする経費は「工事費」と「設計監理費」で、それぞれ表第4・5の限度額を超えない範囲で交付されます。(令和8年10月1日以降の交付決定から適用となります。)

表第4

工事費の限度額		
工事室数	80W以上	75W以上80W未満
1室	6,464千円	4,756千円
2室	9,208千円	6,360千円
3室	11,968千円	8,276千円
4室	14,728千円	9,800千円
5室以上	17,206千円	11,368千円

※防音区画改善工事又は外郭防音工事を実施する場合で、居室以外の区画を含めて工事する場合は、上記表のそれぞれの額に4,756千円を加算できます。

※石綿の使用が明らかな場合における石綿の撤去を伴う防音工事に係る額は、上記表のそれぞれの額に石綿の撤去に係る額を加算できます。

表第5

設計監理費の限度額

※表中のAは工事費です。計算した額は千円未満を切り捨ててください。

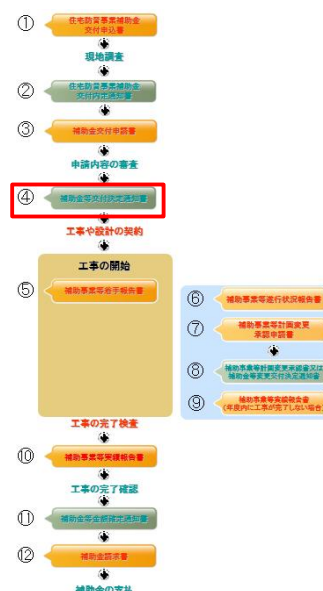
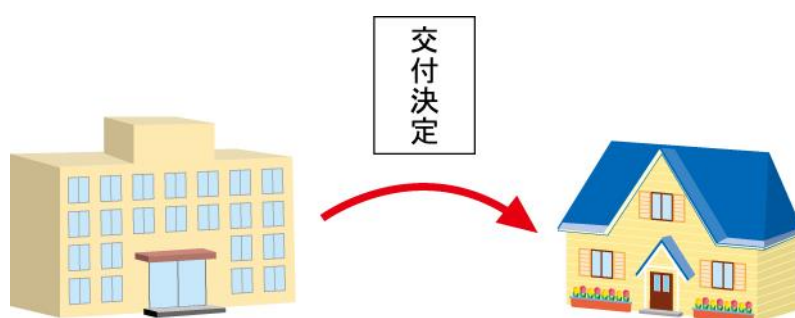
80W以上区域								
工事費	6,464千円未満	6,464千円以上 11,072千円未満	11,072千円以上 11,968千円未満	11,968千円以上 13,950千円未満	13,950千円以上 14,728千円未満	14,728千円以上 16,055千円未満	16,055千円以上 17,206千円未満	17,206千円以上
工事室数		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1室	A×0.12	775	775	775	775	775	775	775
2室	A×0.12	775	775	775	775	775	775	775
3室	A×0.12	775	A×0.07	837	837	837	837	837
4室	A×0.12	775	A×0.07	837	A×0.06	883	883	883
5室以上	A×0.12	775	A×0.07	837	A×0.06	883	A×0.055	946

75W以上80W未満区域								
工事費	4,756千円未満	4,756千円以上 8,143千円未満	8,143千円以上 8,276千円未満	8,276千円以上 9,650千円未満	9,650千円以上 9,800千円未満	9,800千円以上 10,691千円未満	10,691千円以上 11,368千円未満	11,368千円以上
工事室数		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1室	A×0.12	570	570	570	570	570	570	570
2室	A×0.12	570	570	570	570	570	570	570
3室	A×0.12	570	A×0.07	579	579	579	579	579
4室	A×0.12	570	A×0.07	579	A×0.06	588	588	588
5室以上	A×0.12	570	A×0.07	579	A×0.06	588	A×0.055	625

5 交付決定通知書

皆様方から補助金交付申請書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかなどを審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、「補助金等交付決定通知書」を通知します。

参考資料－16・17ページ参照



5

6 工事や設計の契約

6

皆様方の住宅を改造工事しますので、工事の内容をしっかりと監理していただく必要があります。また防音工事は国民の皆様からの税金で行われていますので公正に契約金額を決定していただく必要があります。

このため防音工事の契約は、以下の内容をご確認の上、諸手続を行ってください。

補助金交付の条件(契約関係)

- ☑ 補助金等交付決定通知書において、以下の条件が課せられます。
 - ① 請負・委託契約については、それぞれ別の者（資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない者）と締結しなければならない。
 - ② 請負・委託契約の締結に際しては、公正に契約金額を決定しなければならない。
 - ③ 請負・委託契約の締結に際しては、請負業者及び受託業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨を明記した契約書を作成しなければならない。

契約相手方の選定

- ☑ 工事請負契約及び設計監理委託契約は、それぞれ別の者^(※)と締結してください。
これらの契約は、共同住宅（いわゆる2世帯住宅を除く。）等で複数世帯を同一発注者が同一時期に同一業者と契約する場合、できる限り複数世帯分を一括して契約してください。
- ☑ 契約を予定する相手方に、上記「補助金交付の条件」を伝え、資本又は人事面において関連のない別の者であることを確認してください。なお、口頭の確認では心配な場合は、契約締結時に誓約書を取り付けるなどしてください。

※「別の者」とは、当事者間の関係が次のいずれにも該当しない場合です。

資本面：親会社等又は子会社等の関係にある場合、

若しくは一方の会社等が他方の会社等の関連会社である場合

人事面：一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼ねている場合

契約金額の決定など

- ☑ 公正に契約金額を決定するため、以下の事項を厳守してください。
 - ◇ 工事請負契約及び設計監理委託契約は、交付決定額を提示せずに、見積書を徴取した上で、契約を締結してください。
 - ◇ なお、工事請負契約は、共同住宅（いわゆる2世帯住宅を除く。）で複数世帯を同一時期に発注する場合は、原則として競争入札や複数の工事請負者から見積書を徴取した上で契約を行ってください。
 - ◇ 徴取した見積書などについては、防音工事が交付決定の内容やこれに附した条件に適合するかなどを確認するために必要となるので、大切に保管してください。
- ※手順については次ページ参照

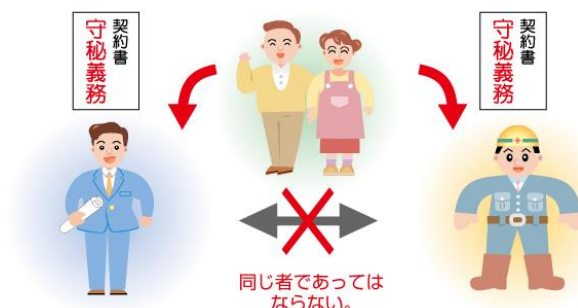
6

守秘義務等について

- ☑ 契約書には、守秘義務に係る事項を盛り込んでください。
- ☑ 具体的には以下の例に沿った内容が、契約書または契約書の特約条項に記述があることを確認し、契約を締結してください。

第〇条 乙は、この契約の履行に関して知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、第〇条の業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

第〇条 乙は、この契約の履行により取得した個人情報等を当該業務を実施するための目的以外に使用しないものとする。



契約手続の実施手順、方法

- ① 補助事業者が自ら、工事業者及び設計業者へ連絡をし、見積書の取付けを行ってください。



- ② 補助事業者が自ら見積書を取り付けた後、選定結果報告書を作成し、同報告書及び見積書（写し）を国に提出してください。



- ③ 補助事業者は自ら取付けた見積書の内、原則として交付決定通知書に記載されている工事費及び設計監理費を超えない見積書の工事業者及び設計業者と契約をしてください。

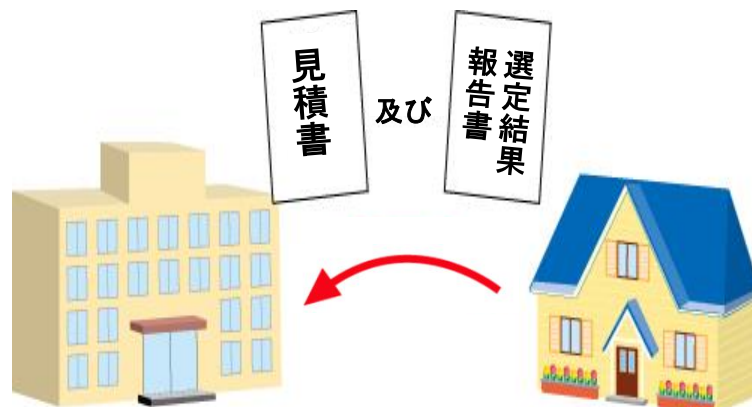


- ④ 取付けた見積書は、工事が交付決定の内容やこれに附した条件に適合するかなどを確認するために必要となるので補助事業者により大切に保管してください。

6

留意事項

- ❏ 前ページの補助金交付の条件（契約関係）、契約相手の選定、契約金額の決定及び守秘義務等についてをご確認の上、金額等を公正に決定してください。
- ❏ 住宅防音工事は、皆様方ご本人が国に補助金を申請し、補助事業者となって設計事務所及び工事請負業者を選定し、契約して工事を実施する事業です。
- ❏ 設計や工事を途中で中止する場合、それまでにかかった設計費や工事費などの費用は、皆様方ご本人の負担となる場合がありますので、十分にご注意下さい。（国からお支払いできません）



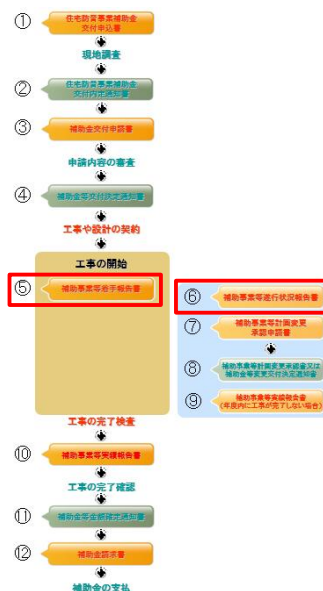
7 着手報告書

工事に着手した場合は工事に係る契約状況や着手した年月日を記載した着手報告書を提出していただきます。

参考資料－18・19ページ参照

留意事項

-  着手報告書の提出は、工事の着手後7日以内に提出してください。
-  ただし、工事の着手後7日以内に工事が完了する場合は、着手報告書を提出する必要はありません。
-  国または国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。



8 遂行状況報告書

工事に着手した後に工期が12月31日をこえる場合は、12月31日時点の出来高や進捗率などを記載した遂行状況報告書を提出していただきます。

なお工事の着手後3ヶ月以内に工事が完了する場合や、工事の着手後1ヶ月以内に12月31日になる場合は、遂行状況報告書を提出する必要はありません。

参考資料－20・21ページ参照

留意事項

-  遂行状況報告書の提出は、工事の着手後12月31日現在の遂行状況を翌年1月14日までに提出してください。
-  国または国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

7

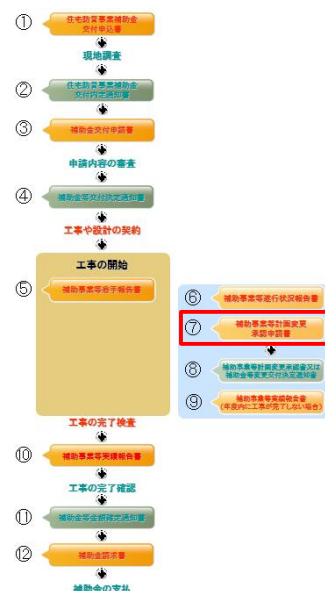
8

9 計画変更申請書

工事に着手した後に、以下の変更がある場合は、計画変更承認申請書を提出していただきます。

- 工事の完了予定期日を1月以上延期する場合
- 工事の完了予定期日を4月1日以降まで延期する場合
- 工事を行う居室、居室の数または面積を変更する場合
- 工事費（工事雑費を除く。）を工事雑費または設計監理費へ流用する場合
- 金属製建具の材料または気密機構を変更する場合
- 空気調和機器の品目、規格、型式または数量を変更する場合
- 音響の防止の効果を軽減するおそれのある工法または材料に変更する場合

参考資料－22・23ページ参照



必要書類(添付書類)

-  理由書



必要に応じて提出する書類

-  設計書（計画の変更に伴い変更を必要とした箇所）は、変更前と変更後の計画の違いが比較できるよう修正を加えたもの
-  図面（計画の変更に伴い変更を必要とした箇所）は、変更後の内容を明示したもの

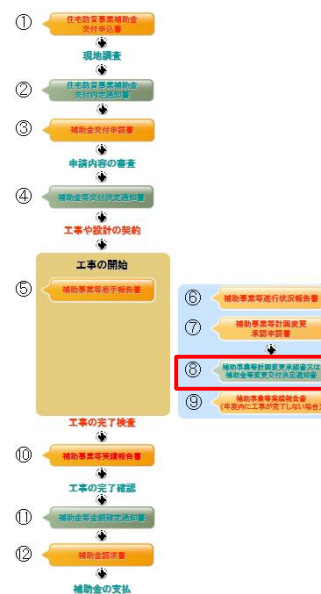
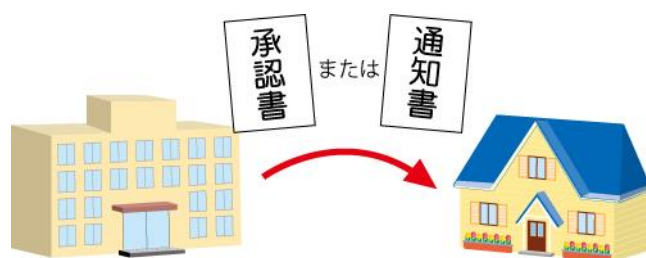
留意事項

-  変更がある場合は、まず、国又は国から委託を受けた者に連絡してください。
-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

10 計画変更承認書

皆様方から計画変更承認申請書の提出を受け、理由や内容が適正であるかなどを審査し、「補助事業等計画変更承認書」または「補助金等変更交付決定通知書」を通知します。

参考資料－24～27ページ参照



11 工事の完了

工事が完了しましたら、設計図書どおりに工事がなされているかを設計事務所と皆様方で検査をしていただきます。

検査をしていただいた後に、国又は国から委託を受けた者が交付決定の内容どおりに工事がなされているかを現地または工事写真などで確認します。

留意事項

-  設計事務所による検査や国又は国から委託を受けた者の確認により不備な箇所が認められたときは、工事請負業者に手直しを行ってもらってください。



10

11

12 実績報告書

工事が完了した場合

工事の完了が確認できましたら、「補助事業等実績報告書」を国に提出していただきます。

参考資料－28～32ページ参照

必要に応じて提出する書類

-  交付申込書の提出前3ヶ月以内に転入している方がいる場合
 - ・世帯人員報告書（実績報告時）
-  計画変更承認申請書の提出を要しない軽微な変更（19ページに示す変更以外のもの）があった場合
 - ・設計書（変更前と変更後の違いが比較できるもの）
 - ・図面（変更後の内容を明示したもの）



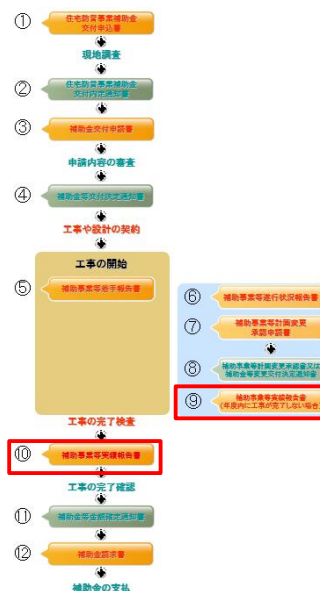
留意事項

-  交付申込書の提出前3ヶ月以内に転入している方がいる場合は、世帯人員の確認のため、国が自治体より住民票を取得し、また、現地調査を行うなど、十分な審査を行います。
-  国又は国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で必要事項を記入してください。

工期が複数年度にわたる場合

交付決定が行われた会計年度内（4月1日～翌年3月31日）に工事が完了しない場合は「補助事業等実績報告書」を国に提出していただきます。

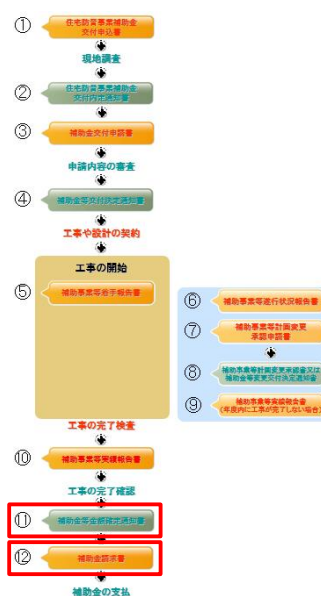
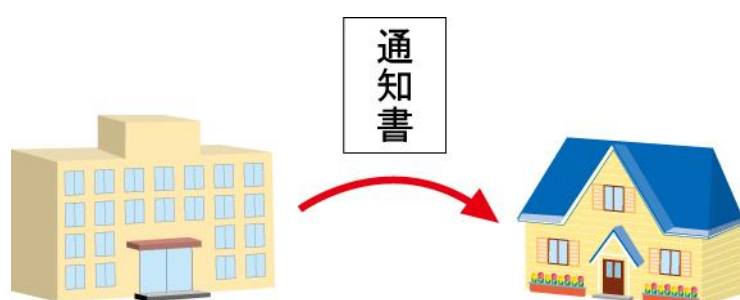
参考資料－33～35ページ参照



13 確定通知書

皆様方から実績報告書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかなどを審査し、交付決定の内容とおりであると認めたときは、「補助金等金額確定通知書」を通知します。

参考資料－36・37ページ参照



14 補助金の請求・支払

工事が完了しましたら、国に対し補助金の請求をしていただきます。

皆様方は、国に対する請求や工事請負業者などへの支払を国が指定する者に委任していただきます。その後、国が指定する者から工事請負業者などへ補助金の支払いを行います。

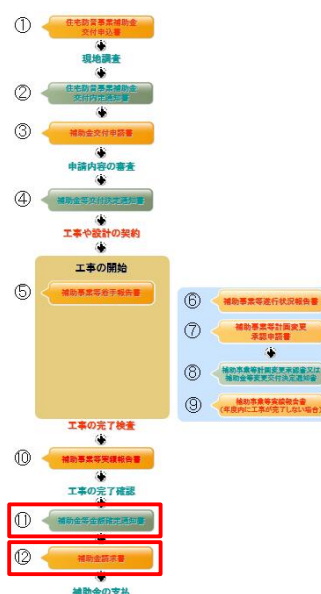
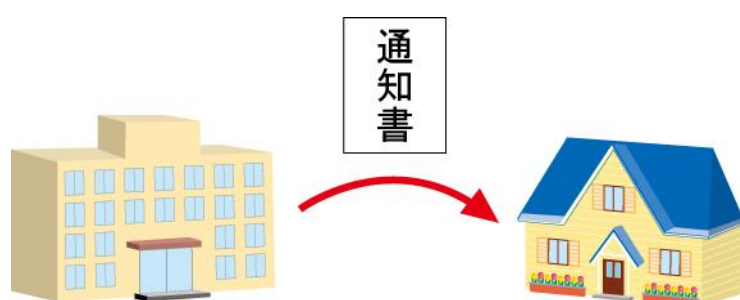
なお、場合によっては国に直接請求していただくこともあります。



13 確定通知書

皆様方から実績報告書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかなどを審査し、交付決定の内容とおりであると認めたときは、「補助金等金額確定通知書」を通知します。

参考資料－36・37ページ参照



14 補助金の請求・支払

工事が完了しましたら、国に対し補助金の請求をしていただきます。

皆様方は、国に対する請求や工事請負業者などへの支払を国が指定する者に委任していただきます。その後、国が指定する者から工事請負業者などへ補助金の支払いを行います。

なお、場合によっては国に直接請求していただくこともあります。



住宅防音工事の相談窓口となる国の機関

《お問い合わせ先》

◆〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
北海道防衛局 企画部 防音対策課 住宅防音係

TEL.011-272-7569

<https://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/>



◆〒066-0042

千歳市東雲町3丁目2番1号

千歳防衛事務所 **TEL.0123-23-3145**

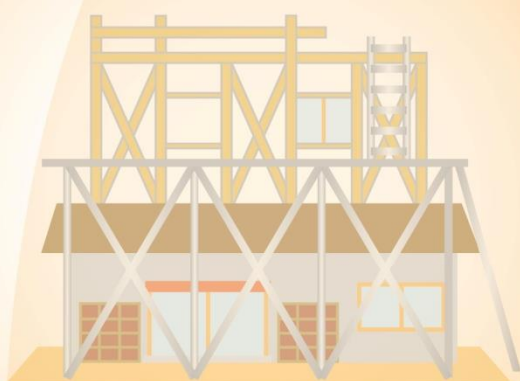


住宅防音工事

参考資料

も く じ

交付申込書	1
内定通知書	9
交付申請書	11
交付決定通知書	16
着手報告書	18
遂行状況報告書	20
計画変更申請書	22
計画変更承認書	24
実績報告書	28
確定通知書	36



交付申込書

● 記入要領 ●

住宅の所在地

登記事項証明書（法務局等で交付）又は家屋所在証明書（市役所等で発行：市町村により名称が異なります。）に記載されている住宅の所在地を記入してください。

住宅に係る工事希望者の権利の種類

工事希望者が住宅の所有者である場合は「所有権」を、借家人の場合は「賃借権」を○で囲んでください。

工事希望者以外の所有者などの住宅防音工事に係る承諾

■住宅の所有者

工事希望者が借家人の場合、工事希望者が住宅の所有者である場合でも工事希望者以外に住宅の共有者がいる場合は、住宅の**所有者又は共有者の承諾が必要**となります。（所有者又は共有者本人が必要事項を記入）

■借家人

工事希望者が大家の場合、居住する**借家人の承諾が必要**となります。（借家人本人が必要事項を記入）

なお、住所を記入する際には、住民票に記載されている**建物（アパートなど）名称及び部屋番号まで記入**してください。



運転免許証等※の書類による本人確認を希望する場合の確認時期

工事希望者が工事を希望又はその他の所有者など（所有者・共有者・居住者）が工事を承諾しているかを確認する方法は以下の2つの方法があります。

①運転免許証等※の写しを交付申込書に添付して提出

②申込書提出時あるいは現地調査時に運転免許証等を提示して直接本人確認

②の場合は、確認の希望時期を○で囲ってください。

（申込書提出時の場合）

本人確認を希望するご本人が、申込書を国又は国の業務委託先へ持参していただく必要があります。

（現地調査時の場合）

本人確認を希望するご本人が、現地調査に立ち会う必要があります。

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、健康保険の資格確認書、在留カード、特別永住者証明書
その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認するに足りるもの。

（注）上記①による方法の場合、個人番号並びに被保険者等記号・番号等が記載された書類については、当該記載に黒塗り等を行い、判別不可能な状態にして添付してください。

居住状況

申込日における居住者全員の氏名、フリガナ、居住開始年月日を、住民票に記載されているとおりに記入してください。

なお、居住者に交付申込書の提出前3月以内に転入している方がいる場合は、現地調査の際に転入の理由を確認させていただきます。

防音工事区分など

「2 住宅防音事業について」の「(3) 補助の対象となる工事区分及び室数」をご覧の上、希望する工事区分及び実施予定居室数を選んでください。

建物の現況

■建築年月日

登記事項証明書又は家屋所在証明書（市町村長発行）に記載されている住宅の建築年月日を記入してください。

■実施済新規防音工事の補助金等交付決定年月日

過去に防音工事を実施した際に国から通知した「補助金等交付決定通知書」の右上に記載されている日付を記入してください。

■住宅の見取図

住宅の建て替え状況

住宅を建て替えている場合又は今回建て替えに併せて防音工事を実施する場合には、交付申込書の別紙第1「住宅の建て替え状況」に所要事項を記入し、添付書類と併せて提出してください。



● 提出上の注意 ●

添付書類について

申込前3ヶ月以内に作成されたものを提出してください。

自宅の場合に添付する書類 (所有者自身が居住している場合)	登記事項証明書(建物)または 家屋所在証明書(市町村長発行) ※1
	住民票(世帯全員記載のもの) ※2 (注) 個人番号が記載されていないものに限りです。
	所有者の運転免許証等の写し(申込書提出時または現地 調査時に本人確認する場合は必要ありません。) ※3
	冷暖房機の補助台数の決定に係る申告書
借家の場合に添付する書類	登記事項証明書(建物)又は 家屋所在証明書(市町村長発行) ※1
	住民票(世帯全員記載のもの) ※2 (注) 個人番号が記載されていないものに限りです。
	所有者(大家)と借家人(居住者)の両者の運転免許証 等の写し(申込書提出時又は現地調査時に本人確認する 場合は必要ありません。) ※3
	暖房機の補助台数の決定に係る申告書

※1：いつ建設された住宅なのかを確認するため

※2：何人住んでいるのかを確認するため、また個人番号が記載されている場合は
「個人番号」に黒塗り等を行い、判別不可能な状態にして添付してください

※3：本人が申込んだものであるかを確認するため



住宅の共有者がいる場合について

共有者を特定するため、全ての建物所有者が記載されている登記事項証明書が必要となります。(家屋所在証明書で判断できる場合を除く。)

やむを得ない事情により住民票の提出ができない場合について

「自治会長などの証する書面(防音工事を行う住宅に現に居住している居住者全員の氏名、居住開始年月日などを記載)」及び「住民票の提出ができない者の交付可能な住民票(住民票が存在する住宅のもの)」を提出してください。

次の場合は、上記以外に証明書などの提出が必要となります。

登記簿上の所有者が死亡などの場合	名義変更が済んでいない場合 ・戸籍謄本、除籍謄本
防音工事後に相続(購入)した場合	住宅防音工事実施済み住宅使用者の補助金交付条件の承継について※
防音工事後に増改築などをし、 防音区画を崩した場合	住宅防音工事に係る財産処分の承認申請について※

※：書式は国から取り寄せてください。

その他、不明の点は当局にお問い合わせください。

北海道防衛局長 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇
工事希望者 住 所 千歳市〇町△丁目◇番▽号 (電話) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
(フリガナ) ボウエイ タロウ
氏 名 防衛 太郎

航空機騒音による障害を防止又は軽減するため、住宅防音事業補助金の交付を受けたいので、下記により申し込みます。

記

- 1 住宅の所在地：千歳市〇町△丁目◇番地▽
2 住宅に係る工事希望者の権利の種類（該当するものを○で囲む。）
所有権 賃借権 その他（ ）
3 工事希望者以外の所有者等の防音工事に係る承諾（工事希望者が所有権を有する場合には、(1)は記入不要。また、工事希望者が借家人である場合には、(2)は記入不要。）
(1) 住宅の所有者：当該住宅の防音工事の施工を承諾します。

令和〇〇年 〇月 〇日

住 所：東京都〇区△町〇-〇
(フリガナ) ボウエイ ハナコ
氏 名：防衛 花子

- (2) 借 家 人：当該住宅の防音工事の施工を承諾します。

令和〇〇年 〇月 〇日

住 所：千歳市〇町△丁目◇番▽号 コーポ防衛Ⅰ-〇〇〇号
(フリガナ) ボウエイシヨウタロウ
氏リガ名：防衛 省太郎

- 4 工事希望者その他の所有者等が、運転免許証等の提示により本人であることの確認を希望する場合のその確認の希望時期
(1) 工事希望者の本人確認時期（希望時期を○で囲む。） 申込書提出時 現地調査時
(2) その他の所有者等の本人確認時期（希望時期を○で囲む。） 申込書提出時 現地調査時
5 居住状況

居住者の氏名（居住開始年月日）					
フリガナ 氏名	ボウエイシヨウタロウ 防衛 省太郎	(S40年4月 1日)	氏名	ボウエイ ソラ 防衛 空	(S62年4月 1日)
フリガナ 氏名	ボウエイ リク 防衛 陸	(S55年4月 1日)	氏名		(年 月 日)
フリガナ 氏名	ボウエイ カイ 防衛 海	(S60年4月 1日)	氏名		(年 月 日)

6 防音工事区分等

- (1) 工事区分 追加防音 工事
(2) 実施予定居室数

世帯人員	防音工事 実施予定居室数	防音工事 実施済居室数
4 人	4 室	1 室

7 建物の現況

- (1) 建築年月日： H4年 11月 1日
(2) 実施済防音工事の補助金等交付決定年月日（初めて防音工事を実施する場合には記入不要）
・ H10年 8月 1日 ・ 年 月 日
(3) 住宅の見取図：別紙第1のとおりに（防音工事实施予定居室は赤線で囲む。）
8 住宅の建て替え状況：別紙第2のとおりに（住宅を建て替えていない場合又は建て替えに併せて防音工事を行わない場合には、記入不要。）

添付書類

- (1) 登記事項証明書又は家屋所在証明書
(2) 住民票
(3) 運転免許証等の写し（4に該当する場合は除く。）

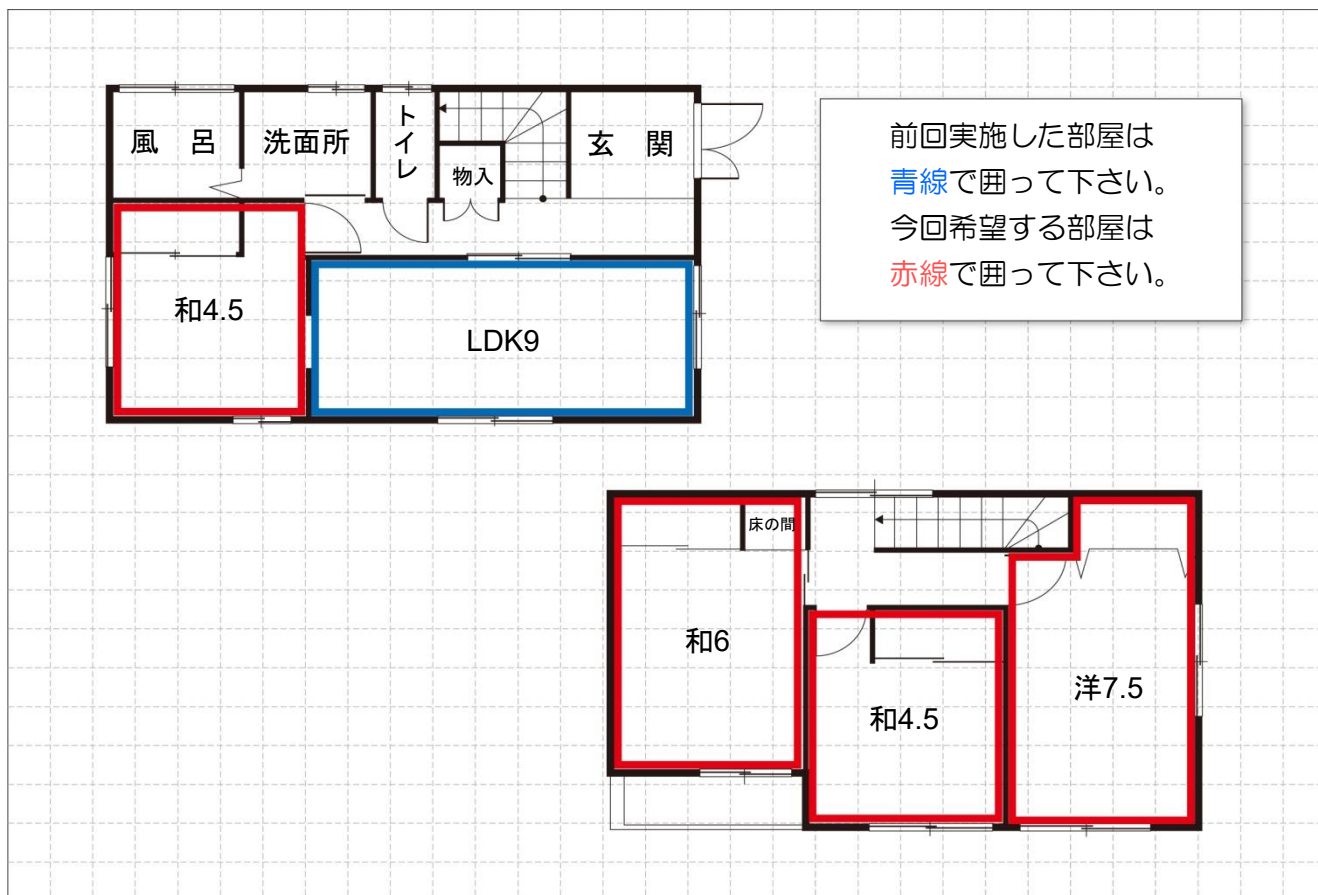
※ 以下の欄は記入しないでください。

- ア 工事希望者の本人確認：□運転免許証 □個人番号カード □その他（ ）
イ その他の所有者等の本人確認：□運転免許証 □個人番号カード □その他（ ）

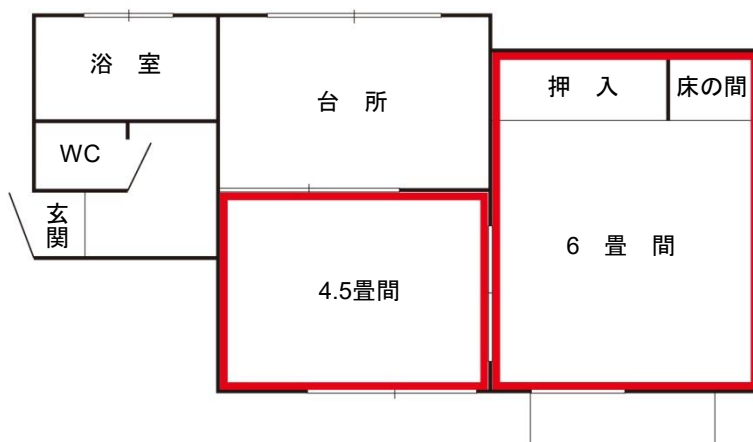
住宅見取図 (防音工事実施予定居室は赤線で囲む。)

氏 名 防衛 太郎

1



見取図の例



令和〇〇年 〇月 〇日

暖房機の補助台数の決定に係る申告書

北海道防衛局長 殿

工事希望者 住 所 千歳市〇町△丁目◇番▽号

氏 名 防衛 太郎

住宅防音事業（防音工事）の現地調査の実施に際し、暖房機の補助を受けるため、故意に既存のF F式暖房機を撤去又は移設（防音工事の実施が具体的となった日〔交付申込書の受領日又はマンション等における説明会実施日等〕以降に故障等の理由で既存のF F式暖房機を撤去又は移設した場合を含みます。）していないことを申告します。

以 上

この申告書は、住宅防音工事の補助対象となる暖房機の台数を決定するため、提出していただくものです。

住宅の建て替え状況

1

1 建て替え前の住宅（従前の住宅） ●	閉鎖登記簿などを参考に記入
(1) 建物所在地：千歳市〇町△丁目◇番地▽	
(2) 建物所有者：防衛 太郎	
(3) 建物名称：第1 防衛荘 ●	アパート等の場合は建物の名称を記入 (1戸建住宅の場合は記入不要)
(4) 建築年月日：S40. 4. 1	
(5) 滅失年月日(又は滅失予定年月日)：H4. 4. 1	
(6) 全体の戸数：8 戸 ●	建て替え前の住宅の全戸数を記入
(7) 防音工事实施済戸数：4 戸 ●	
【実施済戸番】 101、102、201、203	建て替え前の住宅の全戸数のうち、 防音工事实施した戸数と号室を記入 (1戸建住宅の場合は戸番の記入不要)
2 建て替えた（建て替える）住宅（建替住宅） ●	登記簿謄本などを参考に記入
(1) 建物所在地：千歳市〇町△丁目◇番地▽	
(2) 建物所有者：防衛 太郎、防衛 花子、防衛 二郎	
(3) 建物名称：コーポ防衛Ⅰ ●	アパート等の場合は建物の名称を記入 (1戸建住宅の場合は記入不要)
(4) 建築年月日：H4. 11. 1	
(5) 全体の戸数：8 戸 ●	建て替え後の住宅の全戸数を記入
(6) 建替住宅の防音工事全対象戸数：8 戸 ●	1の(6)の戸数を記入
【全対象戸番】 101、102、103、105、201、202、203、205 ●	
(7) 建替住宅の防音工事实施済戸数：2 戸 ●	防音工事の対象となる（予定する） 住宅の全号室を記入
【実施済戸番】 101、102	建て替え後の住宅の全戸数のうち、 防音工事实施した戸数と号室を記入
(8) 今回防音工事实施戸数：4 戸 ●	今回防音工事实施する戸数と号室を記入
【今回実施戸番】 103、201、202、205	
(9) 今後防音工事対象戸数：2 戸 ●	2の(6)から2の(7)と2の(8) を差し引いた戸数と号室を記入
【今後対象戸番】 203、105	
3 従前の住宅を建て替えた（建て替える）理由 住宅の老朽化のため ●	建て替えの理由を記入
添付書類：閉鎖登記事項証明書 ●	添付する書類名を記入

注：記載内容等を確認するために必要な次の書類を添付してください。

- ア 閉鎖登記簿謄本、閉鎖事項証明書又は家屋滅失証明書など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を証することができる書類
- イ アに掲げる書類をやむを得ない理由により添付できない場合には、従前の住宅に係る売買契約書の写し（当該写しが添付できないときは、地域の実情に精通している自治会長等が証する書面）など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を確認することができる書類
- ウ 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第4条に規定する区域の指定時における従前の住宅の戸数を確認することができる書類

書式変更可

令和〇〇年 〇月 〇日

住宅防音工事承諾書

工事希望者 住 所 千歳市〇町△丁目◇番▽号

氏 名 防衛 太郎

1

上記、住宅防音工事の施工を承諾します。

住宅の共有者又は相続権者

氏 名 防衛 花子

氏 名 防衛 二郎

氏 名

氏 名

氏 名

- 添付書類：1 運転免許証等の写し
2 戸籍謄本
3 除籍謄本

※登記簿上の所有者が死亡等の場合、名義変更が未済の場合は、「戸籍謄本、除籍謄本」（登記簿上の所有者と工事希望者との関係を証明する証明書）及び相続該当者全員の承諾書が必要となります。また、運転免許証等の写しについては、申込書提出時又は現地調査時に本人確認する場合は必要ありません。

内定通知書

補助金等交付内定通知書【見本】

住宅防音事業補助金交付内定通知書

北防防第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北海道防衛局長

北海道 太郎

(公 印 省 略)

令和〇〇年〇月〇日付けをもって提出のあった住宅防音事業補助金の交付の申込みについて、下記のとおり、令和〇〇年度住宅防音事業（防音工事）として補助金を交付することに内定したので通知します。

つきましては、補助金の交付の申請をするときは、補助金等交付申請書（正本1部及び副本1部）を令和〇〇年〇月〇日までに提出してください。

また、住宅防音事業補助金交付申込書に記載された内容について変更（住宅の所有者の変更、世帯人員の増減等）があったときは、変更事項が確認できる書類（登記事項証明書、住民票等）を添え、その旨申し出てください。

なお、補助金の交付の申請をしないときは、文書をもって速やかにその旨申し出てください。

記

事業の内容

- 1 工事区分：追加防音工事
- 2 工法区分：第Ⅰ工法
- 3 対象居室数：4居室

交付申込書の審査結果等について【見本】

北防防第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北海道防衛局長

北海道 太郎

(公 印 省 略)

交付申込書の審査結果等について（通知）

令和〇〇年〇月〇日付けをもって提出のあった住宅防音事業補助金の交付の申込みについて審査した結果、下記 1 の理由により、補助金の交付の対象として認められないので、通知します。

なお、補助金の交付を改めて希望する場合は、下記 2 の改善措置を講じた上で、補助金の交付の申込みを行う必要があるので、下記 3 に連絡してください。

また、御不明な点がありましたら、下記 3 にお問い合わせください。

記

- 1 理 由：登記事項証明書又は家屋所在証明書が未提出であるため。
- 2 改善措置の内容：登記事項証明書又は家屋所在証明書を提出する。
- 3 問い合わせ先：北海道防衛局

企画部防音対策課住宅防音第 1 係

札幌市中央区大通西 1 2 丁目札幌第 3 合同庁舎 3 F

TEL 0 1 1 - 2 7 2 - 7 5 6 9 (直通)

交付申請書

工事希望者が記入

国が既にいただいた書類により記入

補助金交付申請書

令和〇〇年 〇月 〇日

北海道防衛局長 殿

申請者 千歳市〇町△丁目◇番▽号

防衛 太郎

令和〇〇年度において、下記のとおり千歳飛行場周辺住宅防音事業を実施したいので、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱により補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：航空機の音響による障害を防止又は軽減する
- 2 補助金交付申請額：1, 100, 000円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業の実施予定期間：令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで

添付書類：1 事業の内容及び経費配分書

2 世帯人員報告書（防音工事に限る。）

注：交付申込書の提出前3月以内に転入している者がいる場合は、世帯人員報告書に世帯全員が記載されている住民票等（原則として補助金交付申請書の提出前2週間以内に作成されたもの）を添付する。

工事希望者が記入
国が既にいただいた書類により記入

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：千歳飛行場周辺住宅防音事業

工事種別	構造規格等	事業量	経費の配分			国庫補助割合	経費負担の内訳			備考
			経費の区分	工事費の区分	事業費		国庫補助金	補助事業者負担金	計	
防音工事	木造第Ⅰ工法4室	60.0㎡	工事費	本工事費	円 1,000,000	10/10	円 1,000,000	円 0	円 1,000,000	
			設計監理費		100,000		100,000	0	100,000	
			合計		1,100,000		1,100,000	0	1,100,000	

- 注：1 工事種別の欄には、防音工事、空気調和機器機能復旧工事又は防音建具機能復旧工事の別を記入すること。
 2 経費の区分の欄には、工事費（工事費の区分の欄には、本工事費、各種工事負担金又は工事雑費を記入）又は設計監理費の別を記入すること。
 3 設計図書等を添付すること。

交付申請書

工事希望者が記入

国が既にいただいた書類により記入

補助金交付申請書

令和〇〇年 〇月 〇日

北海道防衛局長 殿

申請者 千歳市〇町△丁目◇番▽号

防衛 太郎

令和〇〇年度において、下記のとおり千歳飛行場周辺住宅防音事業を実施したいので、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱により国庫債務負担行為に係る事業として補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：航空機の音響による障害を防止又は軽減する
- 2 補助金交付申請額：1, 100, 000円

{	国庫債務負担年割額	令和〇〇年度	0円
		令和〇〇年度	1, 100, 000円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業の実施予定期間：令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇〇日まで

添付書類：1 事業の内容及び経費配分書
2 世帯人員報告書（防音工事に限る。）

注：1 交付申込書の提出前3月以内に転入している者がいる場合は、世帯人員報告書に世帯全員が記載されている住民票等（原則として補助金交付申請書の提出前2週間以内に作成されたもの）を添付する。

2 国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、国庫債務負担年割額の区分について適宜追加すること。

工事希望者が記入

国が既にいただいた書類により記入

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：千歳飛行場周辺住宅防音事業

工 事 種 別	構 造 規 格 等	事業量	経 費 の 配 分			国庫補 助割合	経費負担の内訳					備考
			経費の 区 分	工事費 の区分	事業費		国 庫 補助金		補助事 業 者 負担金	計		
							年割額					
							令和 〇〇 年度	令和 〇〇 年度				
防 音 工 事	木 造 第Ⅰ工法 4 室	60.0 ㎡	工事費	本工事費	円	10/10	円	円	円	円	円	
			1,000,000		1,000,000		0	1,000,000	0	1,000,000		
			設計管理費		100,000		100,000	0	100,000	0	100,000	
			合計	1,100,000	1,100,000		0	1,100,000	0	1,100,000		

注：1 工事種別の欄には、防音工事、空気調和機器機能復旧工事又は防音建具機能復旧工事の別を記入すること。
2 経費の区分の欄には、工事費（工事費の区分の欄には、本工事費、各種工事負担金又は工事雑費を記入）又は設計監理費の別を記入すること。
3 設計図書等を添付すること。
4 国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

工事希望者が記入
国が既にいただいた書類により記入

令和〇〇年 〇月 〇日

世帯人員報告書（交付申請時）

北海道防衛局長 殿

申請者 千歳市〇町△丁目◇番▽号
防衛 太郎

住宅防音事業補助金の交付の申請に係る住宅に居住する世帯人員について、下記のとおり報告します。

4

記

- 1 防音工事を実施する住宅（申請者と居住者が異なる場合は記入）
- (1) 居住者氏名：防衛 省太郎
 - (2) 建物所在地：千歳市〇町△丁目◇番地▽
 - (3) 建物名称・号室：コーポ防衛Ⅰ－103
- 2 居住状況
- (1) 世帯人員：4 名
 - (2) 居住者に変更がある場合（世帯人員の数に変更がない場合を含む。）は居住者全員の氏名等を記入

居住者氏名	続柄	居住開始年月日

添付書類：住民票

この報告書は、防音工事実施居室数の根拠となる世帯人員について確認するため、提出していただくものです。

補助金等交付決定通知書【見本】

補助金等交付決定通知書

北防防第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北海道防衛局長
北海道 太郎
(公印省略)

令和〇〇年〇月〇日付けをもって申請のあった補助金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

- 1 補助金等の交付の対象となる補助事業等は、令和〇〇年〇月〇日付けをもって申請のあった補助事業等とし、補助事業等の内容は、別添事業の内容及び経費配分書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業等の内容が変更された場合には、別に通知する額とする。

補助事業等に要する経費： 1, 100, 000円

補助金等の額： 1, 100, 000円

- 3 補助事業等に要する経費の配分は、別添事業の内容及び経費配分書のとおりとする。
- 4 補助金等の確定額は、補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に補助率（100%）を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金等の額のいずれか低い額の合計額とする。
- 5 補助事業者等は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号。以下「規則」という。）及び防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助交付要綱（平成22年防衛省訓令第10号）に従わなければならない。
- 6 補助金等の交付の条件は、規則第4条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した適正化法第22条に定める財産については、補助事業等完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従って効率的な運営を図らなければならない。
 - (2) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械及び重要な器具は、地方防衛局長の承認を受けず、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (3) 補助事業等の執行につき、第三者に損害を及ぼしたときは、国はその責めを負わない。
 - (4) 補助事業等を遂行するための契約は、以下ア～ウを遵守の上、請負・委託契約によるものとする。
 - ア 請負・委託契約については、それぞれ別の者（資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない者）と締結しなければならない。
 - イ 請負・委託契約の締結に際しては、公正に契約金額を決定しなければならない。
 - ウ 請負・委託契約の締結に際しては、請負業者及び受託業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨を明記した契約書を作成しなければならない。
 - (5) 補助金等交付決定通知書を受領したときは、速やかに事業等に着手し、令和〇〇年〇月〇日まで完了しなければならない。
 - (6) 補助事業者等は、実績報告（適正化法第14条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額（補助金等の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額とを合計した金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを補助金等の額から減額して報告しなければならない。
 - (7) 補助事業者等は、実績報告を行った後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において（6）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助事業等における仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに地方防衛局長に報告するとともに、地方防衛局長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
 - (8) 補助事業者等は、補助金等について概算払を受けようとするときは、概算払請求書を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第1条第2号に規定する

別 添： 1 事業の内容及び経費配分書
2 別紙様式

交付決定通知書

補助金等交付決定通知書【見本】

補助金等交付決定通知書

北防防第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北海道防衛局長
北海道 太郎
(公印省略)

令和〇〇年〇月〇日付けをもって申請のあった補助金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

- 1 国庫債務負担行為に係る事業として補助金等の交付の対象となる補助事業等は、令和〇〇年〇月〇日付けをもって申請のあった補助事業等とし、補助事業等の内容は、別添事業の内容及び経費配分書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業等の内容が変更された場合には、別に通知する額とする。

補助事業等に要する経費： 1, 100, 000円

補助金等の額： 1, 100, 000円

〔	国庫債務負担年割額	令和〇〇年度	0円	〕
		令和〇〇年度	1, 100, 000円	

- 3 補助事業等に要する経費の配分は、別添事業の内容及び経費配分書のとおりとする。
- 4 補助金等の確定額は、補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に補助率（100%）を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金等の額のいずれか低い額の合計額とする。
- 5 補助事業者等は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号。以下「規則」という。）及び防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成22年防衛省訓令第10号）に従わなければならない。
- 6 補助金等の交付の条件は、規則第4条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した適正化法第22条に定める財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
 - (2) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械及び重要な器具は、地方防衛局長の承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
 - (3) 補助事業等の遂行につき、第三者に損害を及ぼしたときは、国はその責めを負わない。
 - (4) 補助事業等を遂行するための契約は、以下ア～ウを遵守の上、請負・委託契約によるものとする。
 - ア 請負・委託契約については、それぞれ別の者（資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない者）と締結しなければならない。
 - イ 請負・委託契約の締結に際しては、公正に契約金額を決定しなければならない。
 - ウ 請負・委託契約の締結に際しては、請負業者及び受託業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨を明記した契約書を作成しなければならない。
 - (5) 補助金等交付決定通知書を受領したときは、速やかに事業等に着手し、令和〇〇年〇月〇日までに完了しなければならない。
 - (6) 補助事業者等は、補助金等について概算払を受けようとするときは、概算払請求書を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第1条第2号に規定する官署支出官に提出するものとする。
 - (7) 補助事業者等は、実績報告（適正化法第14条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額（補助金等の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額とを合計した金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを補助金等の額から減額して報告しなければならない。
 - (8) 補助事業者等は、実績報告を行った後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において（6）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式により速やかに地方防衛局長に報告するとともに、地方防衛局長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

別 添： 1 事業の内容及び経費配分書
2 別紙様式

着手報告書

補助事業者が記入

国が既にいただいた書類により記入

補助事業者等 着手報告書
(住宅防音事業)

令和〇〇年 〇月 〇日

北海道防衛局長 殿

補助事業者等 千歳市〇町△丁目◇番▽号
防衛 太郎

令和〇〇年〇月〇日付け北防防第〇〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設計金額: 1,000,000円

(2) 契約額: 950,000円

2 着手年月日: 令和〇〇年 〇月 〇日

3 完了予定年月日: 令和〇〇年 〇月 〇日

4 契約の結果生じた補助金の額の剰余額: 50,000円

注: 2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。

着手報告書

補助事業者が記入

国が既にいただいた書類により記入

参考資料

補助事業等着手報告書
(住宅防音事業)

令和〇〇年 〇月 〇日

北海道防衛局長 殿

補助事業者等 千歳市〇町△丁目◇番▽号
防衛 太郎

令和〇〇年 〇月 〇日付け北防防第〇〇〇号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった住宅防音事業について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設計金額: 1,000,000円

(2) 契約額: 950,000円

2 着手年月日: 令和〇〇年 〇月 〇日

3 完了予定年月日: 令和〇〇年 〇月 〇日

4 契約の結果生じた補助金の額の剰余額: 50,000円

注: 2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。

遂行状況報告書

補助事業者が記入
国が既にいただいた書類により記入

補助事業等遂行状況報告書
(住宅防音事業)

令和〇〇年 〇月 〇日

北海道防衛局長 殿

補助事業者等 千歳市〇町△丁目◇番▽号
防衛 太郎

令和〇〇年 〇月 〇日付け北防防第〇〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業について、令和〇〇年 〇月 〇日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

経費の区分 及び工事費 の 区 分	交付決定		出 来 高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)}\right) \times 100$	補助金の 交付済額	備考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)			
工事費 本工事費	60.0㎡	円 1,000,000	30.0㎡	円 500,000	50	円 0	
		1,000,000		500,000		0	
設計監理費		100,000		50,000		0	
合 計		1,100,000		1,050,000		0	

注：工事雑費に係る出来高の状況は、記載の必要がない。

遂行状況報告書

補助事業者が記入
国が既にいただいた書類により記入

参考資料

補助事業等遂行状況報告書
(住宅防音事業)

令和〇〇年 〇月〇〇日

北海道防衛局長 殿

補助事業者等 千歳市東雲町3丁目2番1号
防衛 太郎

令和〇〇年 〇月 〇日付け北防防第〇〇〇号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった住宅防音事業について、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

8

経費の区分 及び工事費 の 区 分	交付決定		出 来 高		進捗率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	補助金の交付済額				備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		年割額				
						令和 〇〇 年度		令和 〇〇 年度		
		円		円	%	円		円	円	
工事費	2 窓	300,000	1 窓	150,000	50	0	0	0	0	
本工事費		300,000		150,000		0		0		
設計監理費		18,000		9,000		0		0		
合 計		318,000		159,000		0		0		

注：1 工事雑費に係る出来高の状況は、記載の必要がない。
2 国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

計画変更申請書

補助事業者が記入

国が既にいただいた書類により記入

補助事業等計画変更承認申請書

(住宅防音事業)

令和〇〇年 〇月 〇日

北海道防衛局長 殿

補助事業者等 千歳市〇町△丁目◇番1号
防衛 太郎

令和〇〇年 〇月 〇日付け北防防第〇〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注：関係書類は、補助金交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添付された書面並びに当該書面に添付された書面及び図面の各葉のうち、住宅防音事業の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉について、書面にあっては変更前と変更後の住宅防音事業の計画の相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあっては変更後の内容を明示したものとする。

計画変更申請書

補助事業者が記入

国が既にいただいた書類により記入

補助事業等計画変更承認申請書 (住宅防音事業)

令和〇〇年 〇月 〇日

北海道防衛局長 殿

補助事業者等 千歳市〇町△丁目◇番▽号
防衛 太郎

令和〇〇年 〇月 〇日付け北防防第〇〇〇号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった住宅防音事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注：関係書類は、補助金交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添付された書面並びに当該書面に添付された書面及び図面の各葉のうち、住宅防音事業の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉について、書面にあっては変更前と変更後の住宅防音事業の計画の相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあっては変更後の内容を明示したものとする。

計画変更承認書

補助事業等計画変更承認書【見本】

補助事業等計画変更承認書

北防防第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北海道防衛局長

北海道 太郎

(公 印 省 略)

令和〇〇年 〇月 〇日付けをもって申請のあった補助事業等に対し、申請
のとおり承認する。

計画変更承認書

補助事業等計画変更承認書【見本】

補助事業等計画変更承認書

北防防第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北海道防衛局長

北海道 太郎

(公 印 省 略)

令和〇〇年 〇月 〇日付けをもって申請のあった国庫債務負担行為に係る
補助事業等に対し、申請のとおり承認する。

補助金等変更交付決定通知書【見本】

補助金等変更交付決定通知書

北防防第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北海道防衛局長
北海道 太郎
(公印省略)

令和〇〇年〇月〇日付けをもって申請のあった補助事業に対し、令和〇〇年〇月〇日付け北防防第〇〇〇〇号「補助金等交付決定通知書」により通知した補助金等を次のとおり変更交付することとしたので通知する。

- 1 補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。

補助事業等に要する経費：	1, 100, 000円
補助金等の額：	1, 100, 000円

- 2 補助事業等に要する経費の配分は、別添事業の内容及び経費配分書のとおりとする。

添付書類：事業の内容及び経費配分書

補助金等変更交付決定通知書【見本】

補助事業等変更交付決定通知書

北防防第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北海道防衛局長
北海道 太郎
(公印省略)

令和〇〇年〇月〇日付けをもって申請のあった補助事業等に対し、令和〇〇年〇月〇日付け北防防第〇〇〇号「補助金等交付決定通知書」により通知した補助金等を次のとおり変更交付することとしたので通知する。

- 1 補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。

補助事業等に要する経費：	1, 100, 000円
補助金等の額：	1, 100, 000円
〔国庫債務負担年割額	令和〇〇年度 0円〕
	令和〇〇年度 1, 100, 000円〕

- 2 補助事業等に要する経費の配分は、別添事業の内容及び経費配分書のとおりとする。

添付書類：事業の内容及び経費配分書

実績報告書

補助事業者が記入
国が既にいただいた書類により記入

工事が完了した場合

補助事業等実績報告書 (住宅防音事業)

令和〇〇年 〇月 〇日

北海道防衛局長 殿

補助事業者等 千歳市〇町△丁目◇番▽号
防衛 太郎

令和〇〇年 〇月 〇日付け北防防第〇〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額 : 1,050,000円
- 2 補助金交付決定額 : 1,100,000円
- 3 収支精算 : 収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間 : 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで
- 5 事業の内容及び成果

経費の区分 及び工事費 の区分	交付決定		実績		差引増△減額 (A) - (B) 比較
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	
工事費 本工事費	60.0㎡	円 1,000,000	60.0㎡	円 950,000	円 △50,000
		1,000,000		950,000	△50,000
設計監理費		100,000		100,000	0
合計		1,100,000		1,050,000	△50,000

添付書類 : 1 収支精算書
2 世帯人員報告書 (防音工事の場合で、補助金交付申込書の提出前3月以内に転入している者がいるときに限る。)

収 支 精 算 書

事業の名称：千歳飛行場周辺住宅防音事業

補助金交付決定額	精算事業費総額	国庫補助割合	国庫補助金精算額	概算払受領総額	差引国庫補助金未受領（返還）額	備考
1,100,000	円 1,050,000	10/10	円 1,050,000	円 0	円 1,050,000	

工事が完了した場合

補助事業者が記入
国が既にいただいた書類により記入

補助事業等実績報告書
(住宅防音事業)

令和〇〇年〇〇月 〇日

北海道防衛局長 殿

補助事業者等 千歳市〇町△丁目◇番▽号
防衛 太郎

令和〇〇年 〇月 〇日付け北防防第〇〇〇号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった住宅防音事業を実施したので、下記のとおり報告する。

- 記
- 1 事業所要額 : 1,050,000円
- 2 補助金交付決定額 : 1,100,000円
- 国庫債務負担年割額 令和〇〇年度 0円

令和〇〇年度 1,100,000円
- 3 収支精算 : 収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間 : 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで
- 5 事業の内容及び成果

経費の区分 及び工事費 の区分	交付決定		実績		差引増△減額 (A) - (B) 比較
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	
工事費 本工事費	60.0㎡	円 1,100,000	60.0㎡	円 950,000	円 △50,000
		1,000,000		950,000	△50,000
設計監理費		100,000		100,000	0
合計		1,100,000		1,050,000	△50,000

添付書類 : 1 収支精算書
2 世帯人員報告書 (防音工事の場合で、補助金交付申込書の提出前3月以内に転入している者がいるときに限る。)

注 : 国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、国庫債務負担年割額の区分について適宜追加すること。

工事が完了した場合

補助事業者が記入

国が既にいただいた書類により記入

収 支 精 算 書

事業の名称：千歳飛行場周辺住宅防音事業

補助金交付決定額	精算事業費 総 額	国庫補助割 合	国庫補助金精算額			概 算 払 受領総額	差引国庫補助金未受領（返還）額	備 考
			年割額					
			令和〇〇年度	令和〇〇年度				
	円		円	円	円	円	円	
1, 100, 000	1, 050, 000	10/10	1, 050, 000	0	1, 050, 000	0	1, 050, 000	

注：国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

工事が完了した場合

補助事業者が記入
国が既にいただいた書類により記入

令和〇〇年 〇月 〇日

世帯人員報告書（実績報告時）

北海道防衛局長 殿

補助事業者等 千歳市〇町△丁目◇番▽号
防衛 太郎

住宅防音事業を実施した住宅に居住する世帯人員について、下記のとおり報告します。

記

- 1 防音工事を実施する住宅（申請者と居住者が異なる場合は記入）
- (1) 居住者氏名：防衛 省太郎
 - (2) 建物所在地：千歳市〇町△丁目◇番地▽
 - (3) 建物名称・号室：コーポ防衛Ⅰ－〇〇〇号
- 2 居住状況
- (1) 世帯人員：5 名
 - (2) 居住者に変更がある場合（世帯人員の数に変更がない場合を含む。）は居住者全員の氏名等を記入

居住者氏名	続柄	居住開始年月日
防衛 省太郎	世帯主	S40. 4. 1
防衛 陸	妻	S55. 4. 1
防衛 海	子	S60. 4. 1
防衛 空	子	S62. 4. 1
防衛 守	子	H23. 9. 15

- (3) 居住者に変更がある場合（世帯人員の数に変更がない場合を含む。）は、居住者が変更となった理由を記入

出生のため

補助事業等実績報告書
(住宅防音事業)

令和〇〇年 〇月 〇日

北海道防衛局長 殿

補助事業者等 千歳市〇町△丁目◇番▽号
防衛 太郎

令和〇〇年 〇月 〇日付け北防防第〇〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業の令和〇〇年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額 : 1,100,000円
- 2 補助金交付決定額 : 1,100,000円
- 3 年度末の収支の状況 : 年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間 : 令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで

5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分 及び工事費 の区分	交付決定		実績		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)}\right) \times 100$	補助金の 交付済額	備考
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)			
工事費		円		円	%	円	
本工事費	60.0	1,000,000	30.0	500,000	50	0	
		1,000,000		500,000		0	
設計監理費		100,000		50,000		0	
合計		1,100,000		1,050,000		0	

添付書類 : 年度末収支状況調書

会計年度内に工事が完了しない場合

補助事業者が記入
国が既にいただいた書類により記入

年度末収支状況調書

事業の名称：千歳飛行場周辺住宅防音事業

1 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
	円	円	円	
国庫補助金	1,100,000	0	1,100,000	

2 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	備 考
	円	円	円	
工事費	1,000,000	0	1,000,000	
本工事費	1,000,000	0	1,000,000	
設計監理費	100,000	0	100,000	
合 計	1,100,000	0	1,100,000	

補助金等金額確定通知書【見本】

補助金等金額確定通知書

北防防第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北海道防衛局長

北海道 太郎

(公 印 省 略)

令和〇〇年〇月〇日付け「補助事業等実績報告書」について審査の結果、
令和〇〇年〇月〇日付け北防防第〇〇〇〇号「補助金交付決定通知書」により
通知した補助額を下記のとおり確定したから通知する。

記

区 分	確 定 補 助 額	備 考
工 事 費	円 950,000	
本工事費	950,000	
設 計 監 理 費	100,000	
合 計	1,050,000	

確定通知書

補助金等金額確定通知書【見本】

補助金等金額確定通知書

北防防第〇〇〇〇号

令和〇〇年〇月〇日

防衛 太郎 殿

北海道防衛局長

北海道 太郎

(公 印 省 略)

令和〇〇年〇〇月〇日付け「補助事業等実績報告書」について審査の結果、令和〇〇年〇月〇〇日付け北防防第〇〇号「補助金交付決定通知書」により通知した国庫債務負担行為に係る事業の補助額を下記のとおり確定したから通知する。

記

区 分	確 定 補 助 額			備 考
	年割額			
	令和 〇〇 年度	令和 〇〇 年度		
工 事 費	円	円	円	
	950, 000	0	950, 000	
本工事費	950, 000	0	950, 000	
設計監理費	100, 000	0	100, 000	
合 計	1, 050, 000	0	1, 050, 000	

住宅防音工事の相談窓口となる国の機関

《お問い合わせ先》

◆〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
北海道防衛局 企画部 防音対策課 住宅防音係

TEL.011-272-7569

<https://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/>



◆〒066-0042

千歳市東雲町3丁目2番1号

千歳防衛事務所

TEL.0123-23-3145

